

工場又は事業所の外における廃棄に関する
原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド
(GL0002_r2)

原子力規制庁
原子力規制部
検査監督総括課

1 目的

本ガイドは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 58 条第 2 項の規定に基づき、原子力事業者等（法第 57 条の 8 に規定する原子力事業者等）が核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を工場又は事業所の外において廃棄する場合^{※1}に、同条第 1 項の規定による保安のために必要な措置についての原子力規制委員会による確認（以下「事業所外廃棄確認」という。）に係る運用を定めたものである。

なお、事業所外廃棄確認に当たっては、原子力規制検査等実施要領「4. 法定確認行為等と原子力規制検査の関係」に示すとおり、原子力規制検査の結果を活用の上実施することとする。

※1 原子力規制委員会による確認は、輸入した核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を廃棄する場合に限り実施する。（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号。以下「政令」という。）第 46 条）

2 事業所外廃棄確認

2.1 事業所外廃棄確認の申請

(1) 事業所外廃棄確認の申請時期

事業所外廃棄確認の申請は、原子力事業者等により輸入廃棄物（核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和 53 年総理府令第 56 号。以下「規則」という。）第 2 条第 1 項第 3 号にて規定される輸入廃棄物）を廃棄物管理設備に廃棄する場合に、原子力事業者等において輸入廃棄物に関する製作、測定等の実施状況の確認が行われた後、申請が行われることとなる。

(2) 申請書及び添付書類の記載内容

担当部署は、事業所外廃棄確認の申請があった場合は、規則第 3 条に規定の申請書及び添付書類に不備及び過不足がないことを確認する。

(3) 申請書に係る手数料納付

申請書の提出を受けた際に、政令第 65 条に規定する手数料に係る納入告知書の発行手続きを行い、必要な手数料が納付されていることを確認する。

2.2 事業所外廃棄確認の実施

確認に当たって、原子力検査官は、原子力規制検査により原子力事業者等の保安のために必要な措置等に係る活動を監視することで、対象となる輸入廃棄物に係る保安のために必要な措置が法第 58 条第 1 項等の規定を満たしていることを確認す

る。

(1) 検査項目の抽出

担当部署は、確認対象となる事項を特定し、関連する原子力事業者等の活動に対する原子力規制検査の検査項目（以下「検査項目」という。）について、以下を参考に抽出する。

（BR0070 放射性固体廃棄物等の管理）

(2) 事業所外廃棄確認の方法

抽出した検査項目について、担当部署は、申請以前の原子力事業者等の関連活動の実施状況についての原子力規制検査による確認結果を含め、原子力規制検査で確認すべき事項を必要に応じて特定し、当該検査項目の検査を担当する職員に伝達し、以後、相互に情報共有を図るものとする。

担当部署においては、一連の確認の実施により、当該検査項目で検査指摘事項がないこと又は検査指摘事項の内容が当該申請等に係る確認対象となる事項に影響を及ぼすものとなっていないことを確認することとし、必要に応じて原子力事業者等の活動状況、記録等を確認するものとする。

また、受理した申請書及び添付書類の記載事項について確認するものとする。

2.3 事業所外廃棄確認の終了

(1) 事業所外廃棄確認の終了の確認

原子力規制委員会は、事業所外廃棄確認の終了に当たり、原子力規制検査の結果を取りまとめ、規則第2条第1項第3号から第8号まで及び第2項に規定する事項に適合していることを確認する。

(2) 事業所外廃棄確認証の交付

原子力規制委員会は、規則第5条の規定に基づき、添付－1に示す様式による事業所外廃棄確認証を申請者に交付するものとする。

添付－１ 事業所外廃棄確認証の例

事業所外廃棄確認証（輸入廃棄物）

番 号
年 月 日

事業者 宛て

原子力規制委員会

○年○月○日付け○○をもって確認の申請のあった廃棄物の事業所外廃棄については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第58条第1項の規定に適合していることを確認したので、核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和53年総理府令第56号）第5条の規定に基づき、事業所外廃棄確認証（輸入廃棄物）を交付します。

工場又は事業所の外における廃棄に関する原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド

○改正履歴

改正	改正日	改正の概要	備考
0	2020/04/01	施行	
1	2021/04/21	○運用の明確化 ①確認対象及び手続を明確化（2. 事業所外廃棄確認） ○記載の適正化	
2	2023/03/31	○記載の適正化	本改正内容は、 2023/04/01 から施行する。